

22. バラスト水管理設備規則における改正点の解説 (水バラスト記録簿の書式)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されているバラスト水管理設備規則中、水バラスト記録簿の書式に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025 年 2 月 1 日から施行される。

2. 改正の背景

2021 年 6 月の IMO 第 76 回海洋環境保護委員会（MEPC 76）において、業界内で水バラスト記録簿の記載における解釈が曖昧であり船員の混乱を招いていることから、水バラスト記録簿の書式改正が提案された。

2023 年 7 月の IMO 第 80 回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、バラスト水管理条約の附属書 B-2 規則付録 II における水バラスト記録簿の書式改正（決議 MEPC.369(80)）が採択された。また、2024 年 4 月 26 日付国総海第 15 号により、これを担保するための国土交通省の所管する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令が改正された。

このため、決議 MEPC.369(80)及び国内法令の改正に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

バラスト水管理設備規則 3 編 1 章 1.2 では、水バラスト記録簿に記録すべき操作及び各操作における記録項目が規定されている。本要件において、記録の対象となる操作手順及び各操作における記録項目を明確化した。

操作手順として、「有害水バラスト処理設備の障害及び作動不能」及び「バラストタンクの清掃/フラッシング、沈殿物の除去及び廃棄」を本要件に新たに追加した。

加えて、各操作における記録項目を明確化することに伴い、「操作の開始及び完了日時」、「使用したバラストタンク」、「バラスト水の処理方法」等の項目を追加した。